

# 鳴門市地域防災計画

## 【風水害対策編】



## 第2章 災害予防

### 第1節 建築物等の耐震化

#### 第1 方針

平成28年に発生した熊本地震における建築物の被害状況をみると、昭和56年に改正された建築基準法の新耐震基準を満たさない建築物の被害が極めて顕著であった。震度7の地震が繰り返され発生したことにより、建築年代の古い建築物は1回目の揺れで、また比較的新しい木造住宅でも2回目の揺れに耐えきれず倒壊する被害が確認された。

以上のことから、現行法に基づく建築物の耐震性の確保は、重要であり、新設の建築物については耐震を考慮した設計を積極的に取り入れるとともに、既存の建築物についても耐震診断・耐震改修及び天井の落下防止対策を促進する必要がある。

また、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に定められた特定既存耐震不適格建築物(多数の者が利用する一定規模以上の建築物で、現行の建築基準法の耐震規定に適合しないもの)の所有者に対し、耐震改修についての指導、助言などを行い、さらに一般建築物の所有者に対しても、その必要性について普及・啓発を図るものとする。

とりわけ、多数の者が利用する施設、地震発生時の避難、救護、応急対策活動の拠点となる防災上重要な建築物については、耐震性の確保についてより一層の強化を図る。

#### 第2 内容

##### 1 防災上重要な建築物の耐震対策

###### (1) 防災上重要な建築物の設定

災害対策は、迅速かつ正確な情報伝達と適切な行動への指示が要求される。これらの活動を円滑に進めるために市有建築物のうちから避難・救護活動等の本拠となる建築物を設定する。

また、重要度を考慮し各施設は耐震性の確保を図るものとする。

建築物の用途分類	施設名称
震災時に避難誘導及び情報伝達、救助等の防災業務の中心となる施設	本庁舎、分庁舎、共済会館、消防庁舎、大麻分署、水道庁舎、教育委員会庁舎、浄水場施設、水道施設、防災無線中継基地、ごみ焼却施設、火葬場、し尿処理施設等
震災時に緊急の救護所、被災者の一時収容施設となる施設	各連絡所、学校施設、福祉施設、健康福祉交流センター(旧老人福祉センター)、公民館、教育施設、体育施設、文化施設等

###### (2) 防災上重要な建築物の耐震性強化

設定建築物の耐震性を確保、強化を図るため国土交通省その他の研究機関による技術基準等を踏まえ、耐震性の確保を図る。

ア 既設建築物の耐震性の調査

イ 既設建築物の耐震改修の促進

### (3) 防災上重要な市の建築物の耐震性確保

既設の市有建築物については、前項の重要建築物に準じて、重要度及び緊急性に応じて順次耐震性の調査、補強を推進し耐震性の確保を図るものとする。

## 2 特定既存耐震不適格建築物の耐震対策

学校、病院、ホテル、集会所等多数の人が集合する建築物をはじめ民間の防災上重要建築物について耐震性の調査、耐震補強方法など、前項に準じて民間建築関係団体等の指導に努めるものとする。

## 3 一般建築物等の耐震対策

耐震性の低い木造住宅については、大きな被害が想定されることから耐震診断及び補強等の重要性について、広く市民の認識を深めるとともに、耐震補強の促進を図るものとする。

特に、昭和56年以前の旧耐震基準の古い木造住宅の耐震性の促進については、重要な課題であるが、平成12年以前の耐震基準の木造住宅においても、耐震性について認識を深めるとともに耐震診断、耐震改修の実施を促進するものとする。

## 4 文化財の耐震対策

文化財は歴史上また学術上価値の高いものであるとともに、広く市民の貴重な共有財産であることから、これを適正に保存し後世に継承して市民の文化向上に資する必要がある。このため、市は、文化財所有者等に対して防災知識の普及・啓発及び耐震性確保のための指導・助言を行うものとする。

## 5 工作物の耐震対策

高架水槽、屋外看板、煙突等の工作物の耐震性についても設置者の認識を深めるとともに、点検・補強を呼びかけるものとする。

## 6 建築物の窓ガラス・外装タイル等の耐震対策

道路に面する建築物の所有者に対し、外装タイル・窓ガラス等の落下防止に努めるよう指導・助言を行う。特に、通学路に面する3階以上の建築物の所有者に対しては、点検を実施し安全性の確保を働きかけるものとする。

## 7 ブロック塀等の耐震対策

ブロック塀等の所有者の自主的な点検及び安全性を確保するよう呼びかけるものとする。特に、通学路沿いのブロック塀等の所有者に対しては、定期的な点検と補強を働きかけるものとする。

## 8 家具等の転倒防止対策

住宅、事務所等の建物内の家具、電気製品、ピアノ等の地震時における転倒、移動による被害を防止するため、その適切な対策、転倒防止方法等について広報誌、パンフレット等により市民への啓発・普及を図り、家具等の耐震安全性の確保を図るものとする。

## 9 市民に対する耐震対策の普及・啓発

前記各項目について市民の認識を深めるため、市は講習会を開催するにとどまらず、種々の講習会等にも積極的に講師を派遣するものとする。また、防災パンフレットなどを配布し、都市の耐震化を市民ぐるみで進めるよう努める。

### 10 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備

施設等の整備は、毎年必要な見直しを行いつつ実施するものとし、具体的な事業施行等にあたっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう、整備の順序及び方法について考慮するものとする。

#### (1) 道路構造物(橋りょう)の耐震化整備計画

広域避難場所への道路の通行を確保するため主要避難路に架かる主要橋りょうの耐震化補強対策を順次進める。

橋りょう名	橋長	橋設置箇所
撫養川大橋	L = 458.00 m	鳴門市撫養町大桑島・弁財天
文明橋	L = 60.50 m	鳴門市撫養町南浜・斎田・林崎
城見橋	L = 78.00 m	鳴門市撫養町南浜・立岩
うずしお橋	L = 140.00 m	鳴門市撫養町南浜・立岩
学園橋	L = 35.50 m	鳴門市鳴門町高島・三ツ石
木津神橋	L = 27.47 m	鳴門市撫養町木津・大津町木津野
大正橋	L = 218.70 m	鳴門市大麻町市場
大代谷橋	L = 38.90 m	鳴門市大津町大代
城山2号橋	L = 19.10 m	鳴門市撫養町木津
板東跨線橋	L = 197.00 m	鳴門市大麻町板東

#### (2) 「広域避難場所への主要避難路」に位置づけられている下記市道の点検整備を進める。

路 線 名		
1	南 浜 里 浦 線	5 南 浜 黒 崎 線
2	南 浜 木 津 線	6 木 津 野 松 村 線
3	明 神 大 津 線	7 栗 津 岡 崎 線
4	林 崎 岡 崎 線	8 撫 養 港 東 線

#### (3) 避難所・避難路の整備

避難所の適正配置と充実に努め、市民が安全に避難できるよう避難路や避難所について周知するとともに、必要な案内看板等の設置を進めるものとする。

#### (4) 津波対策施設

市は以下の項目について努めるものとする。また、国及び県の管理する防潮堤、堤防、水門、樋門等の海岸保全施設や河川管理施設について、早急な点検の実施、計画的な整備促進を要請する。

ア 水門、樋門の点検業務委託

イ 非常用発電装置の配備及び水門、樋門の自動化

## 1.1 関係団体との連携

一般建築物の耐震化等について、広報活動を行っている建築士会等の協力を得て耐震性の確保を図るため、指導の強化及びポスター等の掲示をするなど、その周知・啓発、普及を図り、一般建築物の耐震性の確保を図るものとする。

## 第2節 都市防災機能の強化

### 第1 方針

社会環境の変貌に伴い、そこに発生する災害の態様も、多様化、複雑化の傾向にある。

また、都市化の進展に伴い新たな災害発生が予想される。このような状況から災害を防除し、被害を最小限に止めるため、防災空間の確保、建築物の不燃化の促進、市街地の再開発等を図ることにより都市の防災化対策を推進するものとする。

### 第2 内容

#### 1 防災空間の確保

市街地における大規模な地震災害、同時多発火災及び津波が発生した場合の避難場所及び火災延焼防止帯として機能するほか、救護活動等の拠点として利用でき、有効かつ多様な役割を果たす都市公園、緑地等防災空間の確保に努める。

##### (1) 都市公園の整備

本市は、軟弱地盤に立地しており、不燃化が進んだとはいっても、依然として木造家屋を中心として構成されており、大地震及び火災に対して極めて脆弱な都市構造であるため、市は、環境保全、レクリエーション機能とともに都市防災機能を持つ都市公園の整備に努める。

都市公園の現況 (平成28年3月31日現在、都市計画区域に関する事項：市まちづくり課)

都市計画区域 人口(人)	計画区域面積 (ha)	公園数 (箇所)	都市公園面積 (ha)	一人当たりの 公園面積(m <sup>2</sup> )
57,688	10,495	46	36	6.24

#### 2 建築物の不燃化促進

##### (1) 防火地域・準防火地域の指定

木造建築物で形成された市街地から地震による火災等の被害が生じるおそれがあり、火災の危険を防除するため都市計画において防火地域・準防火地域が定められている。

防火地域の指定は建築物の耐火建築物の促進を図るもので、市の中心及び幹線道路沿いを指定しており、準防火地域の指定は一定規模以上の建築物を耐火建築物へ、その他の建築物は準耐火建築物への促進を図る。

こうした制度の活用により、建築物の不燃化の促進を図っていくものとする。

【参考】市内の防火地域指定状況 3.6ha (平成28年3月31日現在)

##### (2) 公的住宅の不燃化促進

公営住宅等については、不燃化を促進及び周辺環境を考慮した住宅団地そのものの防災面での強化を図るとともに、地域の防災拠点として利用できるよう、配置及び機能等を考慮した住宅団地造りを推進するものとする。

### 3 市街地再開発事業の推進

木造家屋が密集している地域等地震災害に対し構造的に脆い地域については、再開発を通じ、耐震耐火建築物の建設及び道路、公園、緑地等の公共施設の整備を図り、都市機能の整備と防災機能を充実し、災害に強いまちづくりを推進するものとする。

### 4 宅地開発の防災対策

開発行為の指導にあたっては、関係法令の適切な運用により無秩序な開発の防止に努め、地域環境の保全、道路、排水、公園緑地、消防施設等の整備や防災性を配慮した開発行為が図られるよう指導する。

### 5 空き家対策の推進

地震等災害により倒壊し、道路等を閉塞するおそれのある老朽化して危険な空き家を除却するなど、市民の安全と安心の確保を図るものとする。



### 第3節 土砂災害等予防対策

■共通対策編第2章第15節「土砂災害等予防対策」を参照。

## 第4節 津波災害予防対策

### 第1 方針

本市は、瀬戸内海、紀伊水道に面し、その海岸線の延長は85.0kmで、このうち52.1km(徳島県河川整備課調べ)が海岸保全区域に指定されている。これらの海岸線は、津波、高潮等の影響を受けやすい自然条件を有しており、その対策として防護施設が整備されているが地盤沈下、老朽化等により機能が低下している施設が見られる。

津波、高潮等から人命、財産の安全を確保する海岸保全施設の防災機能を高める施設の整備を計画的に整備するものとする。

### 第2 内容

#### 1 津波災害対策の基本的な考え方

東日本大震災の極めて大きな津波被害の教訓から、津波災害対策の検討に当たっては、以下の二つのレベルの津波を想定することを基本とする。

- ・発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波
- ・最大クラスの津波に比べて発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波

- (1) 最大クラスの津波に対しては、人命を守ることを最優先として、市民避難を軸に、市民の防災意識の向上、海岸保全施設等の整備、浸水を防止する機能を有する交通インフラなどの活用、土地のかさ上げ、避難場所・津波避難ビル等や避難路・避難階段の整備・確保などの避難体制の整備、津波浸水想定を踏まえた土地利用・建築規制などを組み合わせるとともに、地域の状況に応じた総合的な対策を講じるものとする。
- (2) 比較的発生頻度の高い一定程度の津波に対しては、内陸への津波の浸水を防ぐことにより、人命保護に加え、財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点を図るため、海岸保全施設や河川堤防等の整備を進めるものとする。

#### 2 河川・海岸・港湾及び漁港施設等の整備

津波、高潮等の災害を防除するため設置された海岸堤防の維持管理は、その設置者が行うが、非常時における水門、樋門等の操作は緊急を要することから、その施設の利用状況等を考慮した上で可能な施設においては、常時、通常の降雨量が流下できる高さまで降下させておくものとし、必要に応じて自動化、遠隔操作化も検討するなど、事態に即応した適切な措置が得られる体制を整えておくものとする。

- (1) 河川、海岸、港湾及び漁港の管理者は、次の事項について別に定めるものとする。

ア 防潮堤、堤防、水門等の点検方針・計画

(ア) 関係機関とともに定期的に目視等による構造・機能点検を行う。

(イ) 構造・機能に不備箇所が見つければ優先順位により整備計画を立て整備する。

イ 防潮堤、堤防、水門等の自動化・遠隔操作化・統廃合化・補強等必要な施設整備等の方針・計画

ウ 水門や陸閘等の閉鎖を迅速・確実に行うための体制、手順及び平常時の管理方法

また、関係者と共に定期的に陸閘等の作動点検を行い、地震後の津波に対して速やかに対応できるよう連絡体制及び操作手順マニュアルを作成する。

## 南海トラフ地震対策編

エ 津波により孤立が懸念される地域のヘリポート、ヘリコプター臨時発着場、港湾、漁港等の整備の方針及び計画

## 第5節 水道施設の耐震化

### 第1 方針

地震による水道被害を抑制し、迅速な復旧を可能にする水道施設の耐震化について定める。

### 第2 内容

#### 1 水道施設の耐震化

市は、地震による水道施設の被害を抑制し、また液状化等による被害の影響を少なくするため、あらかじめ耐震化に係る計画を策定するものとする。

- (1) 耐震化に際して弱点となるような老朽管路については、耐震性の高い管路への更新を進め、早期に完了させるよう努める。
- (2) 耐震化は、重要度の高い次に掲げる水道施設から計画的に進めるよう努める。
  - ア 浄水場、配水池、主要な管路等の重要度の高い基幹施設
  - イ 防災拠点施設等防災上重要な施設への配水施設
  - ウ 情報伝達設備、遠隔監視・制御設備、自家発電設備等の水道施設の機能を十分発揮させるために必要不可欠な施設
- (3) 断水被害区域が広範囲とならないよう、バルブの配置を見直し、適切な配置の整備を進める。
- (4) 局地的な被害が生じても施設全体の機能阻害を低減させるため、隣接事業体と管路で連結するなど、管路システムを耐震化することについて検討する。

## 第6節 危険物等の災害予防対策

### 第1 方針

地震による危険物の災害の発生及び拡大を防止するため、関係機関と連携し、法令等の定めるところによる保安体制の強化を図る。また、保安教育及び訓練の徹底と自衛消防組織の育成及び防災思想の普及を図るものとする。

### 第2 内容

#### 1 保安の強化対策

危険物施設に対し、次の事項を重点に立入検査等を適時実施し、災害の発生と拡大の防止を図る。

- (1) 危険物施設の位置、構造及び設備の維持管理についての検査の強化
- (2) 危険物の貯蔵、取扱い、運搬、積載等の方法についての検査及び安全管理についての指導の強化
- (3) 危険物施設の管理者、危険物保安監督者等に対する非常時にとるべき措置の指導の強化
- (4) 地震動及び津波等による危険物施設等の影響に対する安全措置の指導の強化

#### 2 屋外タンク貯蔵所等からの流出油等事故対策

液体危険物を貯蔵する大規模な屋外貯蔵タンク等については、不等沈下の防止及び漏洩事故などの防止を図るよう指導するとともに、危険物の流出油等事故が発生した場合、敷地外流出による二次災害を防止するための必要な措置を講ずるよう指導する。

#### 3 高圧ガス、LPガス及び火薬類災害予防対策

製造施設、貯蔵所等の実態を把握し、防災上必要に応じ、立入検査を実施し、防災設備の保守管理について責任者に指導し、防火管理者等による自主保安体制の確立を図る。

#### 4 毒物劇物災害予防対策

- (1) 毒物劇物営業者及び毒物劇物業務上取扱者に対し、常に基準に適合するよう施設の維持管理を図る。
- (2) 毒物劇物貯蔵所には、定期的に点検を行わせるとともに、事故が発生した場合の危険防止のため応急措置を講じると同時に届出義務（消防署、保健所、警察署）の周知徹底を図る。
- (3) 学校における毒物劇物等の保安対策
  - ア 学校での毒物劇物の管理責任者及び使用責任者等を定めて、薬品類の保管、管理及び使用にあたっての安全管理体制を整備する。
  - イ 学校での毒物劇物の保管の方法については、安全な一定の場所を保管場所とし、「毒物」、「劇物」の文字を表示する。また、施錠のある戸棚に収納するように努め、カギは責任者が保管し、盗難や紛失等による事故防止を図るよう指導する。
  - ウ 学校での毒物劇物の容器及び梱包については、堅固なものをを用いて毒物劇物が漏れ、流れ、しみ出ることによる危険防止に努めるものとする。

## 5 放射線災害予防対策

放射性物質取扱い業者等は、震災時における事故を未然に防止するため、施設の防災対策、防災業務従事者に対する教育及び訓練、装備資機材の充実を図り、自主保安体制を確立し、災害時には、速やかに関係機関に連絡できる体制を構築するものとする。

## 第7節 避難対策の充実

### 第1 方針

災害時における火災、津波等から市民の生命、身体の安全を確保するためあらかじめ避難場所及び避難路の確保、避難計画の作成等を行い、計画的な避難対策の推進を図るものとする。

### 第2 内容

#### 1 避難場所の確保

市は、次の点に留意し、避難場所の確保に努めるものとする。

- (1) 火災の輻射熱等から避難者の安全を確保できる広さを有したグラウンド、公園、広場その他の公共等の空地であること。
- (2) がけ崩れ、津波、浸水等の危険のない所及び危険物等のない所であること。
- (3) 地区分けをする場合においては、主要道路、河川等を境界とし、市民等がこれらを横断して避難することはできるだけ避けるようにすること。
- (4) 避難場所へ安全に到着できる避難路と連結されていること。

#### 2 避難路の確保

市は、次の点に留意し、避難路の確保に努めるものとする。

- (1) 避難路付近に延焼危険のある建物、危険物施設がないこと。
- (2) 避難路は、原則として相互に交差しないものとし、一方通行を原則とすること。
- (3) がけ崩れ、津波、浸水等の危険のない道路であること。

#### 3 津波からの避難対策

市は、県が発表した徳島県津波浸水想定や被害想定等を踏まえて、具体的なシミュレーションや訓練の実施などを通じて、具体的かつ実践的な津波避難計画の策定等を行い、市民の安全確保に努めるとともに、平常時から津波避難に関する留意事項等を関係地域住民に周知しておくとともに、避難訓練を実施するなど必要に応じて避難計画の見直しを行うものとする。

##### (1) 津波警報等の伝達

市は、さまざまな環境下にある市民等に対して津波警報等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、ケーブルテレビ、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図るものとする。

また、津波警報、避難勧告等の周知が、市民の迅速・的確な避難行動に結びつけられるよう、地域の特性を踏まえ、津波警報等が発表された場合に直ちに避難指示（緊急）等を発令することを基本とした具体的な発令基準を設定するものとする。その際、高齢者や障がい者等の要配慮者や一時滞在者等に配慮するものとする。

##### (2) 避難誘導體制

地震・津波発生時には、家屋の倒壊、落下物、道路の損傷、渋滞・交通事故等が発生するおそれがあることから、津波発生時の避難は、徒歩によることを原則とする。

(3) 避難場所及び避難路の選定等

上記のほか、津波発生時における避難場所の選定にあたっては、地域の実情に応じた弾力的な措置が必要とされるが、その選定基準は、「近くの高い所」を基本とし、徳島県津波浸水想定等による津波到達時間や基準水位等を十分考慮する。

また、高台等への避難に相当な時間を要する平野部など避難困難地域等については、堅牢な高層建物の中・高層階（津波避難ビル）や高速道路の法面等を避難場所として利用する。（5 避難困難地域等に対する避難対策を参照。）

避難路は、安全性や機能が確保されている道路を選定する。

(4) 避難訓練の実施

市民意識の高揚及び円滑な避難の確保等を図るため、津波避難訓練を実施する。

(5) 避難に関する環境整備

避難計画の整備を図るとともに、防災行政無線の整備等により、避難勧告等を迅速に市民に伝達する手段を確保するとともに、避難誘導標識の設置、避難場所等の標高の公表等、避難環境の整備に努めるものとする。

(6) 平常時の広報及び防災教育

津波避難に関する平常時からの広報及び教育すべき事項は、おおむね次のとおりとし、各種広報媒体の利用、防災訓練の実施、パンフレット等の配布及び津波浸水標識の設置等により市民への周知徹底を図るものとする。

ア 避難場所、経路及び方法

イ 津波に関する基礎知識

(ア) 我が国の沿岸ではどこでも津波が襲来する可能性があり、強い地震（震度4以上）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難する。

(イ) 避難に当たっては徒歩によることを原則とする。

(ロ) 自ら率先して避難行動を取ることが他の地域住民の避難を促す。

(ハ) 津波の第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもある。

(ニ) 第二波、第三波などの後続波の方が大きくなる可能性や数時間から場合によっては一日以上にわたり継続する可能性がある。

(ホ) 強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震の発生の可能性がある。

ウ 日頃の準備、避難の心得

(ア) 非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備

(イ) 避難場所、避難路の確認

(ロ) 警報・注意報発表時や避難勧告等発令時にとるべき行動、避難場所での行動

(ハ) いざというときの対処方法の検討

(ニ) 防災訓練への積極的参加

(7) 地域住民等の予防措置

ア 地域住民

地域住民は、避難場所、避難路、避難方法及び家族との連絡方法等を平常時から確認しておくとともに、いつでも速やかに避難できるよう万全の準備をしておくものとする。



## 南海トラフ地震対策編

### イ 事業者

- (7) 南海トラフ特措法に基づく南海トラフ地震防災対策計画（以下「対策計画」という。）及び津波防災地域づくり法に基づく避難確保計画の作成義務者は、両法その他関係法令に基づき、実効性のある対策計画を策定し、津波からの避難等について万全の体制を確保しておくものとする。
- (イ) 市及び県並びに関係機関・団体は協力して、一定の津波浸水が想定される地域にある事業者で、法令上、対策計画を定める義務のない事業者に対しても、施設の利用者や職員及び地域の安全確保対策等の観点から、対策計画に準じた防災対策計画の普及に努めるものとする。
- (ウ) 事業者は、津波防災地域づくり法に基づく避難確保計画を策定するとともに、年1回以上避難訓練を実施し、市に報告を行うものとする。

## 4 火災からの避難対策

### (1) 広域避難場所の確保

共通対策編第3章第9節「避難対策の実施」を参照。

### (2) 避難に関する広報

市は、市民が的確な避難行動をとることができるよう平常時からあらゆる機会をとらえ避難に関する広報活動を行うとともに、避難場所の標示板を設置し、市民に対する周知徹底を図るものとする。

### ア 避難場所等の広報

避難場所の指定を行った市は、次の事項について地域住民に対する周知徹底に努めるものとする。

- (7) 避難場所の名称
- (イ) 避難場所の所在位置
- (ウ) 避難場所への経路
- (エ) その他必要な事項
- (オ) 避難場所の広報は「広報なると」及び市公式ウェブサイトの利用

### イ 避難のための知識の普及

市は、次の事項について市民への普及徹底に努めるものとする。

- (7) 平常時における避難の心得
- (イ) 避難時における知識
- (ウ) 避難収容後の心得

## 5 避難困難地域等に対する避難対策

鳴門市津波避難計画で定める津波発生時に避難するのが困難な避難困難地域等に対しては、避難するために必要な緊急に実施すべき事業等を検討し、避難することができる対策に取り組み、避難困難地域等の解消を図ることとする。

## 6 避難促進施設

避難促進施設とは、津波防災地域づくりに関する法律第54条第1項の規定により防災計画に名称及び所在地を定められた社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者

が利用する施設のうち、その利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難を確保するための体制を計画的に整備する必要がある施設をいう。

津波避難促進施設の所有者又は管理者は、津波の発生時における円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な避難確保計画を作成する。

#### 【資料編】

避難促進施設一覧表（津波）

## 7 市の避難計画

市及び防災上重要な施設の管理者は、災害時において避難者が安全かつ迅速な避難を行うことができるようあらかじめ避難計画を作成しておくものとする。

### (1) 市の避難計画

市の避難計画は、次の事項に留意して作成するものとする。

- ア 避難の勧告又は指示（緊急）を行う基準及び伝達方法
- イ 避難場所の名称、所在地等
- ウ 避難場所への経路及び誘導方法
- エ 避難場所内での被災者に対する救援・救護措置
  - (ア) 給水
  - (イ) 給食
  - (ウ) 負傷者に対する応急救護
  - (エ) 生活必需品の支給
  - (オ) その他必要な措置
- オ 避難場所における秩序維持
- カ 災害広報

### (2) 防災上重要な施設の管理者の留意事項

学校、病院、工場その他の防災上重要な施設の管理者は、次の事項に留意してあらかじめ避難計画を作成し、関係職員等に周知徹底を図るとともに、関係行政機関との連携を深め訓練等を実施することにより避難の万全を期すものとする。

- ア 学校においては、児童や生徒を集団的に避難させる場合に備えて、それぞれの地域特性等を考慮した避難の場所、経路、誘導方法、指示伝達方法等を定める。
- イ 病院においては、患者を他の医療機関又は安全な場所へ集団的に避難させる場合に備えて、収容施設の把握、移送の方法、保健・衛生及び入院患者に対する実施方法等について定める。

## 第8節 火災予防対策の充実

### 第1 方針

地震発生時に被害の大きくなるものは、二次的に発生する火災によることが多いので、出火防止、初期消火の徹底、火災の拡大防止等の火災予防の指導及び消防力の整備を図るものとする。

### 第2 内容

#### 1 出火の防止対策

地震発生時には可燃物が火気使用設備・器具の付近に落下、転倒、接触することなどにより出火しているため、市民に対しては防災意識の高揚と防災知識の普及・啓発を推進し、非常時の行動力の向上を図ることによって、出火件数の軽減を図るものとし、次により安全の指導を行うものとする。

##### (1) 火気使用設備及び器具の安全化

- ア 火気使用器具の安全確保
- イ 常時火気を使用する施設の防火管理の強化
- ウ 火気使用場所及びその周辺の不燃化、難燃化の促進
- エ 不特定多数の人の出入りする事業所（量販店、ホテル等）の査察の強化

##### (2) 危険物・危険物施設の安全化

危険物施設等の把握、危険物等の取扱いと適正管理について、事業所関係者に対する教育指導、防災資機材の整備及び危険物の流出防止対策が遂行されるよう自主保安体制を確立するとともに、管理者に災害発生に対する防ぎよ計画の作成を指導する。

##### (3) 化学薬品の出火防止

化学工場に保有している化学薬品は、大量の薬品が多種にわたり貯蔵保管されているために、転倒落下による衝撃、他の薬品との混合に伴い発火発熱する性質のものもあるので、火災予防条例等に基づき貯蔵、保管場所の不燃化等の指導を行うものとする。

##### (4) 市民に対する指導

家庭における出火防止措置の徹底を図るため、市民一人ひとりの出火防止に対する知識及び地震に対する備え等防災指導を行い自主防災意識の高揚を図るものとする。

また、要配慮者等の居る家庭については、住宅防火診断等を実施し、出火防止及び避難方法について指導を行う。

##### (5) 職場に対する指導

予防査察、防火管理者講習会、火災予防運動等あらゆる機会をとらえ、関係者に対し防火思想の普及、高揚を図る。

- ア 災害発生時の応急措置の要領
- イ 消防用設備等の維持点検と取扱い方法の徹底
- ウ 避難誘導、避難経路等の避難体制の確立
- エ 終業後における火気点検の励行
- オ 自衛消防隊の育成指導

##### (6) 地域ぐるみの防火訓練等、市民防火組織の育成

震災時における消防機関等の活動と相まって地域住民が自主的に防火活動を行えるよう、防火訓練の実施、市民防火組織の育成に努めるものとする。

## ア 防火訓練等の実施

防災機関と市民参加による地域ぐるみの防火訓練等を実施し、消火及び知識の普及を図る。

## イ 市民防火・防災組織の育成

市民一人ひとりが「自分たちのまちは自分たちで守る」という意識にたつて、地域住民が力を合わせて災害に立ち向かう行動力をもつことから、防火組織の育成に努めるものとする。（資料編「自主防災組織一覧表」を参照）

## ウ 婦人防火クラブの育成

婦人による家庭防火思想の普及・啓発と地域における自主防災体制の確立を図ることを目的とし、育成に努めるものとする。

## エ 幼少年消防クラブの育成

幼稚園児、小学生を対象とし、幼少年期から火災予防思想の普及・啓発を図ることを目的として、組織づくりの推進及び育成に努めるものとする。

## (7) 予防査察の強化

防火対象物の予防査察を計画により定期的実施し、特に火災発生時に人命に危険があると認められる対象物及び公共施設等について定期査察のほか特別査察を実施し、火災予防の強化に努めるものとする。

## (8) 防火体制の推進

不特定多数の者が出入りする防火対象物で、消防法に規定する対象物について防火管理者を必ず選任させ、その者に震災対策事項を加えた消防計画を作成させる。また、計画に基づく通報、消火、避難等の訓練を実施するとともに、消防用設備等の点検、火気使用等に関する指導を実施、防火対象物について消防法の規定に基づく消防用設備等の設置指導を徹底し、防火体制の推進を図るものとする。

## 2 消防力の整備強化

大震災及び複雑、多様化してきた災害に対処し、市民生活の安全を守るため、状況の変化等を把握し、計画的に消防力の整備強化を図るものとする。

## (1) 消防計画の策定

災害時に現有消防力を迅速かつ的確に活用し、被害を最小限に軽減するために、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、修正するものとする。

## ア 防災教育訓練

社会経済の発展と都市化に伴い、消防活動はますます複雑な様相をしている。災害の態様に応じた防ぎょ訓練計画をたて、消防職員及び消防団員に習熟させ、資質の向上を図るものとする。

## イ 災害予防、警戒及び防ぎょ計画

火災、地震等の災害の予防警戒及び災害発生時における防ぎょ活動、災害種別に応じた活動要領、消防職員及び消防団員の非常招集等の基準を定め、周知徹底させて、災害の防除及び被害の軽減を図るものとする。

## ウ 災害時の避難、救護及び救助

震災時には、火災等の二次的災害から市民の安全を守るための避難活動が必要になることが予想されるので、避難勧告、指示（緊急）の伝達、避難誘導、避難路等の防ぎょ活動計画を定

## 南海トラフ地震対策編

めておくものとする。また、避難の誘導等は平素から地域に密着した防災活動を行い、市民の指導的立場にある消防団の活動が重要であり、特に、要配慮者等の避難誘導については消防団を中心とした体制を定めておくものとする。

### エ 情報収集伝達・広報活動

震災時の地震・津波情報の伝達及び広報は、市民に漏れなく伝達する必要があり、また、災害の発生状況や被害状況の情報収集を地域防災の中心となって活動する消防団をはじめ市対策本部、消防本部及び消防団員間の情報連絡体制を十分に整えるものとする。

### オ 消防活動困難地域の整備

住宅の密集地域、消防水利の不足、進入路の狭隘地域等で、災害が発生すれば現場到着が遅延し救護等に支障がでるおそれがあるので、常に状況を把握して迅速、適切な消防活動体制を確立するものとする。

### (2) 消防装備の整備強化

消防装備は、災害の複雑、多様化に対応し、震災時に備え効果的な消防活動を確保するため、充実強化を図るものとする。また、地域における防災活動の中核として、地域に密着した消防団の機械装備の近代化と活性化を図るものとする。

## 第9節 自治体業務継続計画（BCP）

### 第1 方針

南海トラフ地震等の大規模地震が発生した場合には、自治体も被災し、ヒト、モノ、情報及びライフライン等利用できる資源に制約が生じることが考えられる。

そのような中で、市は、状況に応じ、速やかに「応急業務」を実施しなければならない。また一方で、市民生活に密着する行政サービスの提供や基幹業務などの「継続の必要性の高い通常業務」は、危機事象発生時においても継続して実施することが求められている。

このため、市は、業務継続計画（BCP）の策定・運用に努めるなど、大規模地震時における業務継続の体制を図る。

### 第2 内容

#### 1 市における業務継続の体制整備

市は、業務継続計画（BCP）の検証・見直しに努めるなど、自らの業務継続のための体制整備を図る。

# 風水害対策編

## 第1章 災害予防

### 第1節 水害・高潮・浸水予防対策

#### 第1 方針

水害を未然に防止し、又は被害の拡大を防止するため、あらかじめ台風等により危険が予想される区域の治水対策上必要な施設の整備やその他の事業を推進し、災害の未然防止及び軽減を図るものとする。

#### 第2 内容

##### 1 治水対策

- (1) 河川水路については、円滑な排水を行うべく護岸等の改修整備、堀さく等の各種改良工事を施工し、流域の水害防除に努めるものとする。
- (2) 浸水対策には、新設改良及び都市浸水対策事業により系統的に整備拡充し、排水能力を高めるため、効果的な排水機場を設置する等事業の推進を図るものとする。

##### 2 高潮対策

- (1) 堤防、護岸のかさ上げ、水門の設置、防潮扉等による浸水の予防その他の必要な高潮対策の推進に努めるものとする。
- (2) 異常高潮が発生し湾岸域の水門等が閉鎖された際に多量の降雨があると、河川の水位が上昇し、浸水が予想されるため、排水機場等を活用し内水排除に努めるものとする。

##### 3 水害危険区域の調査

災害が予想される区域又は箇所を事前に把握、指定しておき、災害の発生を未然に防止するとともに、地域の実情に沿った警戒体制、避難体制を確立する等の事前指導及び災害時における迅速、適切な災害防止活動の実施を図るものとする。

- (1) 実態調査後、必要により担当者が協議を行い、措置方法等の必要な事項の再検討、調整又は事前指導等を行い、その後の対策について万全を期するものとする。
- (2) 調査は、豪雨、台風等に伴う災害による災害危険区域、箇所等地域の実態を把握するものとする。特に国・県管理河川については、国・県との連携を図り、実態把握と情報共有に努めるものとする。

なお、調査・検討した結果を、浸水想定区域内における円滑かつ迅速な避難を確保する上で必要な事項（避難基準・避難場所等）を示し、事前に周知するよう努める。

## 第2節 風害予防対策

### 第1 方針

風害を防止し、又は被害の拡大を防止するため、通信施設及び電気設備の防災対策の強化を図る。

### 第2 内容

#### 1 保安林整備対策

風害、潮害、飛砂防止のため里浦町、鳴門町等の海岸防潮林や防風ネットは重要であるので、適切な管理又は整備を行い風害等の防除軽減を図るものとする。

#### 2 通信設備の防災対策

電気通信設備については定期的に巡回点検を行い、特に老朽設備については計画的に更新を行うことにより設備の信頼性の向上と安定化を図るものとする。

#### 3 市街地の災害対策

建築物の看板等で強風により被害が発生するおそれのあるものは、補強等の対策を地区ぐるみで実施し、被害の防止を図るものとする。

また、県と連携と密にし、適切な対応に努める。

## 第3節 土砂災害等予防対策

■共通対策編第2章第15節「土砂災害等予防対策」を参照。